

最高裁秘書第1258号

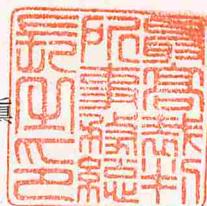
令和2年6月15日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

3月16日付け（同月18日受付、第014790号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

3月6日付け最高裁判所事務総局総務局長書簡（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

(担当) 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

令和2年3月6日

日本弁護士連合会事務総長 挿田 優 殿

最高裁判所事務総局総務局長 村 田 齊 志

平素よりお世話になっております。

さて、本日、新型コロナウイルス感染症への対応に関し、最高裁判所から下級裁判所に対して下記の内容の事務連絡を発出いたしましたので、お知らせいたします。

記

新型コロナウイルス感染症への対応に関しては、感染拡大防止に向けて必要な措置を講じるという国を挙げた取組みがされている近時の状況を踏まえ、各府、各裁判体において、地域における感染の広がりや地方公共団体、国の出先機関等の動きを注視し、期日の実施について十分検討をしていただくことが重要と思われます。

十分な検討の結果、期日を実施するとされた場合においても、その際における感染の拡大防止について各地の状況等に応じた配慮が必要であることは当然であり、特に、多数の傍聴者等が見込まれる事件などについては、裁判の公開原則を踏まえた上、感染の拡大を防止する観点から、政府の専門家会議やWHOなどから示されている知見を参考に、当面、概ね1メートル程度の間隔を空けて着席させるよう傍聴席の利用方法を定めるといった措置や、傍聴券交付の際の感染拡大防止策を検討するといったことも考えられるところです。また、そのような事件における報道機関への便宜供与の在り方についても考慮することが必要です。このほか、小規模の室内で行われる非公開手続の期日においては、裁判官、裁判所書記官等の職員がマスクの着用を励行することのほか、出席者の体調に応じマスク着用に協力すること

を求めるこことや、各裁判体において、当事者本人、代理人弁護士等の出席者の手続上の立場に応じて、適宜、席の間隔を空けて着席するといった対策を探ることが考えられますが、着席位置に関する対応に当たっては、弁護士会等関係機関の理解も得ておくことが適當と考えられます。

さらに、同一期日に複数の事件が指定されている法廷や待合室など、多数の来庁者が同一の場所に滞在することが類型的に見込まれる場合について、例えば、利用者に対して適切に注意喚起を行うなど、感染リスクを低減させるための方策を講じることなどについても検討を要すると思われますので、このような点も含め、引き続き適切な対応を行っていただくようお願いします。